後発医薬品に関する当院の取り組みについて

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品およびバイオ後続品）の使用に積極的に取り組んでいます。
当院の院外処方箋の表記には、原則として**一般名処方（薬の成分名で記載する処方）**を採用しています。

一般名処方には以下のようなメリットがあります。

1. **患者さんのご希望により先発医薬品、後発医薬品の調剤を受けることができます（詳しくはかかりつけの保険薬局にご相談ください）。**
2. **特定の医薬品が入手できない場合でも、保険薬局に在庫のある同一成分の医薬品（先発医薬品がない場合は後発医薬品、後発医薬品がない場合は先発医薬品）に切り替えて調剤を受けることができます。**
3. **先発医薬品と後発医薬品の価格差がある場合、自己負担額を考慮してお薬を選ぶことができます。**
4. **2024 年 10 月 1 日より、後発医薬品がある先発医薬品(長期収載品)の処方を希望される場合、自己負担が発生します。**

   対象: 後発医薬品がある先発医薬品(長期収載品)

   追加負担額: 先発医薬品と後発医薬品の価格差相当額（2026 年 6 月 1 日より負担割合が価格差の 2 分の 1 に改定）

   - この追加負担は通常の医療保険の自己負担とは別に発生します。
   - 入院患者は対象外です。
   - 制度内容は今後変更される場合があります。最新の内容は職員または保険薬局にご確認ください。

入院中の患者さんのお薬につきましては、原則として後発医薬品を使用します。ただし、製造上の不具合や物流上の問題などにより、医薬品の供給が不安定となる場合があります。その場合、治療計画や処方内容を医師・薬剤師等で検討し、必要に応じて代替薬への変更などを行い、適切に対応できる体制を整えています。
また、医薬品の供給状況により投与する薬剤を変更する場合、入院患者さんに十分に説明したうえで実施します。

本掲示内容は、当院ウェブサイトにも掲載しています。

2026 年 4 月 1 日
ヴォーリズ記念病院　院長